別表第二ロの表防衛省内部部局の項中「五五」を「五三」に改め、同表防衛大学校の項中「二六」を「二五」に改め、同表防衛医科大学校の項中「二九」を「二五」に、「三」を「二」に改め、同表陸上自衛隊の項中「七一五」を「七一一」に、「一、六二九」を「一、六一〇」に、「五四八」を「五二九」に改め、同表海上自衛隊の項中「三三三」を「三一八」に、「四三」を「四二」に改め、同表航空自衛隊の項中「五八四」を「五七〇」に、「六五」を「五四」に改め、同表技術研究本部の項中「一三」を「一二」に、「三六」を「三二」に改め、同表防衛監察本部の項中「一　一」を「一　一」に改め、同表地方防衛局の項中「六」を「三」に改める。

別表第三イの表防衛大学校の項中「一三九」を「一四一」に、「三五」を「三〇」に改め、同表防衛医科大学校の項中「四五」を「四六」に改める。

別表第四防衛研究所の項中「一六」を「一七」に、「一三」を「一一」に改め、同表統合幕僚監部の項中「九」を「八」に改め、同表海上自衛隊の項中「三七」を「三九」に改め、同表航空自衛隊の項中「三八」を「四〇」に改め、同表情報本部の項中「六」を「七」に、「一二」を「九」に、「二三」を「二六」に改め、同表技術研究本部の項中「一二〇」を「一一九」に、「一五九」を「一五七」に改める。

別表第五ロの表防衛医科大学校の項中「三八」を「三九」に改め、同表陸上自衛隊の項中「一二七」を「一三九」に改め、同表航空自衛隊の項中「四五」を「四七」に改める。

別表第五ハの表防衛医科大学校の項中「三七」を「三八」に、「三五九」を「三六〇」に改め、同表航空自衛隊の項中「三九」を「三六」に改め、同表陸上自衛隊の項中「一二七」を「一二九」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三七四人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二〇六人	
刑事局	三三一人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三三一人	
交通局	一三五人	
警備局	二五五人	
外事情報部	二二五人	
情報通信局	三三〇人	
計	二、一八七人	うち、一、二六八人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一七三人	
科学警察研究所	一二三人	
皇宮警察本部	九四〇人	
計	一、二三六人	うち、七〇人は、警察官とし、九〇〇人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、三〇九人	うち、六九九人は、警察官とする。
合計	七、七三二人	うち、二、〇三七人は、警察官とし、九〇〇人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十三年八月三十一日までの間	三八一人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	平成二十三年九月一日から同年九月三十日までの間	三八三人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十三年八月三十一日までの間	二、一九四人	うち、一、二七五人は、警察官とする。
	平成二十三年九月一日から同年九月三十日までの間	二、一九八人	うち、一、二七七人は、警察官とする。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。